

商品概要説明書

子育て応援定期積金＜定額式＞

2019年4月1日現在

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援定期積金 <定額式> 愛称：げんきっ子 ※定額式・・・毎回の掛金を一定とする方式
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> ・契約時に満18歳以下のお子様を扶養している個人の方（妊娠中の方も含まれます） ※以下の確認書類が必要になります。 ・健康保険証等の公的書類（ご契約者ならびにお子様） ・母子手帳（妊娠中の方）
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> ・期日指定方式 1年以上7年以内
4. 払込方法 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 (4) 給付契約額	<ul style="list-style-type: none"> ・契約期間内で掛金を分割払込みいただきます。 ・掛込周期は1か月、2か月、3か月、6か月のいずれかとします。 ・預入時のお申し出により、最大6回まで増額月を設定できます。 ・1回あたり5,000円以上 ・1,000円単位 ・12万円以上
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・約定の回数の掛金の払込みが完了した場合、満期日以後に一括して契約給付金を払い戻します。
6. 給付補填金 (1) 適用利回り (2) 支払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	<ul style="list-style-type: none"> ・契約利率は店頭金利によらず、ご契約時に扶養する満18歳以下のお子様の人数を基準とした特別金利【0.18%（1人の場合）、0.20%（2人の場合）、0.22%（3人以上の場合）】とし、それぞれ契約時の利率を満期日まで適用します。 なお、次に掲げる3項目の内、当JAと1つ以上のお取引がある方は上記の各特別金利に0.02%をさらに上乗せします。 【金利上乗せ対象項目】 <ul style="list-style-type: none"> ・給与振込（ご契約者本人） ・JAカード（ご契約者本人）のご契約【新規申込受付を含む】 ・子ども共済契約（満18歳以下の子供を被共済者とする契約）1件以上 ・満期日以後に一括して支払います。 ・計算単位を1円として契約期間における掛金残高積数に年利回りを乗じて計算。 ・個人のお客様は20.315%（国税15.315%、地方税5%）の分離課税となります。
7. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> —
8. 付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまは総合口座の担保に組入れできます。（貸越利率は担保定期積金の約定利回りに年0.500%を上乗せした利率） ・普通貯金等からの自動振替による払込ができます。

<p>9. 中途解約時の取扱い</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第3位以下切捨て）により計算した利息相当額とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> (1) 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通貯金利率 (2) 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% ただし、解約日における普通貯金利率を下限とします。
<p>10. 貯金保険制度 (公的制度)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすものを除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
<p>11. 苦情処理措置 および紛争解決 措置の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支所または金融共済部金融業務課（電話：079-421-3738）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ・紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお申し出ください。 兵庫県弁護士会（電話：078-341-8227） 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会 （以上の弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。上記当JA金融共済部金融業務課またはJAバンク相談所にお問い合わせください。） ※東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。
<p>12. その他参考となる事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・払込が遅延した場合には、満期日を遅延期間に相当する期間、繰り延べます。又は契約時の約定利回り（年365日の日割計算）の割合による遅延利息をいただきます。 ・掛金が払込日前に払い込まれた場合は、契約時の約定利回りに準じて先掛割引金を計算します。 ・満期日以後の利息は解約日における普通貯金利率により計算します。

詳しくは窓口にお問い合わせください。